



福祉医療費制度

申請はお早めに

「子ども」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子および父子家庭など」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関にかかる場合、健康保険証と一緒に「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

母子・父子家庭の皆さん

福祉医療費制度の「母子および父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付しますので、**7月31日（※）までに申請してください。**

現在該当の人は、7月中旬に通知を発送します。

▼有効期間

平成24年8月1日～平成25年7月31日

※平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの子どもは、平成25年3月31日まで

▼資格要件

●18歳未満の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子家庭

●18歳未満で父母のいない子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）

*いずれも前年度所得税が非課税の人（法改正により年少扶養控除および特定扶養控除が廃止となりましたが、廃止がなかったものとして計算された所得税が0円となる場合は、所得税が課せられていないものとみなします。）

なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。

▼申請に必要なもの

- ①健康保険証②印鑑③平成24年度の所得証明書（平成23年中の所得と控除がわかるもの）※1月1日以降に転入した人④戸籍謄本（本籍地が吉岡町でない人）

重度心身障害者で福祉医療受給資格者証をお持ちの人

現在お持ちの受給資格者証の

有効期限は7月31日です。7月中に通知を送付しますので、更
 新手続きをお願いします。

医療費無料化の対象となる人

中学生までの医療費無料化制度は、社会全体で子どもを支えるためのもので、みなさんの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診されるようお願いいたします。

▼緊急時の電話相談先

子どもの具合が悪くなったときに、すぐに受診したほうがよいか、家庭でどのように対処し

健康福祉課保険室
 54・3111（内線156）

▼問合せ先

※電話相談の通話料は有料

ダイヤル回線、IP電話などは
 03・3839・886へ
 （平成24年9月まで）

▼相談受付時間

①～④午後6時～翌朝午前8時
 ⑤～⑥、年末年始
 午後9時～翌朝午前8時



たらよいか、保健師や看護師が相談に応じます。

福祉医療費制度の概要

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども	0歳～中学校3年生まで	・健康保険証 ・印鑑
重度心身障害者 [高齢重度障害者含む]	障害年金1級	・障害年金証書 ・健康保険証 ・印鑑
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ	・身体障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	療育手帳A判定	・療育手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	特別児童扶養手当1級	・特別児童扶養手当証書 ・健康保険証 ・印鑑
母子・父子家庭等	障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療通院者 ※精神通院のみ	・自立支援医療受給者証（精神通院） ・健康保険証 ・印鑑
	・母子・父子家庭で、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭 ・両親のいない子（18歳未満） ※所得税非課税者	・健康保険証 ・印鑑 ・戸籍謄本 ・所得課税証明



免除や猶予の申請は毎年必要です 国民年金保険料免除の申請



国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。

また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除く）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じた免除の申請ができます。

ただし、一部免除に承認された場合は、免除されていない部分の保険料を忘れずに納付してください。残りの保険料を納めないと同扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年

必要です。今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていない人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合には申請が必要です。忘れずに健康福祉課または

渋川年金事務所申請の手続きをしてください。

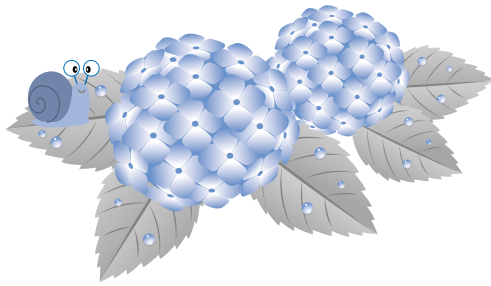
▼問合せ先

健康福祉課保険室

☎ 54・3111（内線158）

渋川年金事務所国民年金課

☎ 22・1607



下水道排水設備 工事指定店への お願い

下水道排水設備工事責任技術者資格の制度改正により、資格の有効期限が5年と定められました。平成19年度以前の試験に合格し責任技術者となった人は、本改正に伴う経過措置として更新講習の受講が必要です。講習を受講しないと資格が失効となります。

町内の指定工事店におかれましては、自社の責任技術者の資格更新の状況などにご注意ください。

▼講習受講対象者

免状番号5851～6474番および6521～6527番

※未受講の人は対象です。

※対象者には自宅へ書類が郵送されます。

▼申込期間

7月2日（月）～7月31日（火）

▼講習日 8月31日（金）または9月28日（金）のいずれか

▼問合せ先

上下水道課下水道室

☎ 54・3111（内線507）



気温や湿度が高い日に、体内に熱がたまり、吐き気や倦怠感などの症状があらわれることがあります。これが熱中症です。重症になると意識障害が起こり、最悪の場合、死に至ります。室内で熱中症を発症し、死亡する例も報告されていますので、室内でも注意が必要です。

熱中症の予防法

- こまめな水分・塩分の補給
- 日傘や帽子の着用
- 冷たいタオルなどで体を冷やす
- 無理せずにエアコンを使う

熱中症が疑われる人を見かけたら

- 涼しい場所へ避難させる
 - 衣服を脱がせ、体を冷やす
 - 水分、塩分を補給する
- 自力で水を飲めない、意識がない場合は直ちに救急隊を要請しましょう。

▼問合せ先

健康福祉課福祉室

☎ 54・3111（内線151）